

# 「第28回 機械要素技術展」静岡市共同出展ブースに係る設営等業務 仕様書

1 件 名 「第28回 機械要素技術展」静岡市共同出展ブースに係る設営等業務

2 委託期間 委託契約締結日から令和5年6月26日（月）まで

## 3 業務内容

(1) 下記展示会における静岡市共同出展ブースの床工事、システム工事、サイン工事、電気工事、リース備品手配などブース出展にかかわる運搬・設営・撤去（新型コロナウイルス感染症予防対策に要する備品の手配を含む）

### ①展示会概要

名 称：第28回機械要素技術展

(<https://www.manufacturing-world.jp/tokyo/ja-jp/about/mtech.html>)

会 期：令和5年6月21日（水）～23日（金）

会 場：東京ビッグサイト（東京都江東区有明3-11-1）

来場者数：49,261人（前回（令和4年6月開催）実績）

### ②共同出展ブースの概要

共同出展者の展示スペース、静岡市のインフォメーションスペース及びストックヤードで共同出展ブースを構成する。

ブース面積：3小間（9m×5.4m）（スペース渡し・基礎装飾なし）

必要スペース：共同出展者展示スペース（最大6社分）、静岡市インフォメーションスペース、ストックヤード

共同出展者：静岡市内に本社または主要な製造拠点を置き、機械要素技術展の出展対象（軸受、ベアリング、ねじ、ばねなどの機械要素や加工技術）に関する成果を展示・発表できる市内中小製造事業者。なお、令和5年2月20日（月）から3月20日（月）の期間で公募を行い、3月下旬に決定を行う予定。

ブースの位置：下図の通り



(2) 共同出展者に対する展示品及び装飾等に係る説明及び調整の実施

共同出展者は、ブース全体の統一性に影響を及ぼす独自装飾はできないものとする。

静岡市が負担する費用は出展小間料及びブース装飾費用のみとし、以下の費用については共同出展者が負担する。

- ① 展示物に係る経費（輸送費、保険料等）
- ② 担当者の旅費、宿泊費、食費等
- ③ 共同出展者が独自で用意する配布物等の製作費用
- ④ その他共同出展に係る経費

（映像放映モニターの設置等、各共同出展者のスペースにおける独自装飾費用）

4 予算上限額 1,800千円（消費税及び地方消費税を含む）

5 ブース装飾及びレイアウトの内容

(1) 全体

- ① 来場者からの視認性を高め、静岡市らしさ・統一感を表現すること。
- ② 静岡市の地域資源を活用した、来場者がブースに足を止める工夫を施すこと。
- ③ 共同出展者の展示スペースは均等に配分すること。
- ④ 商談スペース、ストックヤードを確保すること。
- ⑤ 消毒液の配備、商談スペースにおける飛沫感染防止のためのアクリル板等の遮蔽物の設置、共同出展者用のマスクなど、以下方針等を参考に、ブースにおける基本的な新型コロナウイルス感染症対策を講じること。
  - ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（厚生労働省）
  - ・「展示会業界における COVID-19 感染拡大予防ガイドライン」（一般社団法人日本展示会協会）

(2) 共同出展者展示スペース

- ①可能な限り広い展示スペースを確保すること。
- ②A1サイズのパネル・ポスターの掲示スペースを最低2枚分確保すること。
- ③出展者のキャッチコピー板、社名板を作成し、設置すること。
- ④展示者毎に展示台、椅子2脚を設置すること。
- ⑤展示者毎に100V、2口コンセント（電気容量500W）を設置すること

(3) インフォメーションスペース

- ① A1サイズのパネル・ポスターの掲示スペースを最低2枚分確保すること。
- ② 受付カウンター、椅子2脚、カタログスタンドを設置すること。
  - ① 静岡市の紹介パネルをデザイン及び製作（A1サイズ1枚）し、掲示すること。
  - ② 100V、2口コンセント（電気容量500W）を設置すること

#### (4) 留意事項

- ①展示会主催者の「出展規定」を満たすこと。
- ②誘客手法として装飾、アイテム等の独自の提案内容があれば盛り込むこと。
- ③装飾は床面より高さ 3.6m以内とすること。
- ④電気幹線工事（1次側）については主催者指定の電気工事業者と必要な諸手続きを行うこと。また、2次電気工事を行うこと。

### 6 設営及び撤去

#### (1) 設営

- ①車両での搬入は令和5年6月19日（月）午前9時～午後6時及び、6月20日（火）の午前9時～午後1時までの間に行い、その後設営を行い、20日（火）午後6時までには完了すること。
- ②上記設営完了後、各共同出展者との間の調整が必要となることから、静岡市担当者がブース運営に支障がないと判断するまで、担当者は留まること。

#### (2) 撤去

- ①撤去は令和5年6月23日（金）午後6時から11時及び、24日（土）午前9時～11時までの間に行い、24日（土）午前11時までには完了すること。